

第十六回 参議院文部委員会會議録第十号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)午前十時五十二分開会

委員の異動

七月十七日委員深川タマエ君辭任につき、その補欠として有馬英二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 木村 守江君
八木 秀次君
委員 大野木秀次郎君
泉山 三六君
勳木 亨弘君
吉田 萬次君
杉山 昌作君
安部キミ子君
相馬 助治君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君

政府委員

文部政務次官 福井 勇君
文部省大学 稲田 清助君
学術局長 近藤 直人君
文部省管理局長 近藤 直人君
事務局側
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 工樂 英司君
会専門員

本日の會議に付した事件

○私立学校教職員共済組合法案(内閣送付)
○大日本育英会法の一部を改正する法

律案(内閣提出・衆議院送付)
○教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 文部委員会を開会いたします。先ず最初に私立学校教職員共済組合法案の提案理由を聴取いたします。福井政務次官から提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(福井勇君) 只今上程になりました私立学校教職員共済組合法案についてその大要を御説明申し上げます。

我が国の学校教育に極めて重要な地位を占めている私立学校がよく職後の苦難に堪えて、特有の伝統と自主性をもって我が国の学校教育の進展に貢献して来たことは申上げるまでもないところであります。

従つて、私立学校教育の振興を図ることはひいては我が国の学校教育全般の振興を促すものでありまして、先に昭和二十四年私立学校の基本法ともいふべき私立学校法を制定したことも更に昭和二十七年私立学校振興会法を制定して私立学校の経営に対する援助を行ふ恒久的制度を設けたのも、一にこの趣旨にはかならないのであります。

私立学校教育振興の根本は、先ず私立学校が経営の合理化と健全化を図ることによつて自主性と公共性を発揮することにあるとあります。これと同時に私立学校の教職員がこの重大なる責務を安んじて担当できるためには、それらに対する福利厚生対策を立てなければ

ならないことはこれ又申上げるまでもないところであります。

然るにこれら私立学校の教職員に対するそれらの対策はどうかと申しますと、国、公立学校教職員のそれに比し、相当立ち遅れの現状にあることはこれを認めざるを得ないのであります。

即ち現在設けられておりますところの、教職員の退職、老後の給付を目的とする財団法人私学恩給財団並びに本人とその家族の疾病、災厄等の給付を目的とする財団法人私学教職員共済会はいずれも国、公立学校教職員の共済制度に比し、その財政的基礎、給付の種類、内容等において甚だ不十分な実情にあるのであります。

そこで、かねてから私立学校関係者は、私立学校教職員共済制度の確立を熱望して参りましたが、政府といたしましては、第十三回国会における私立学校振興会法制定の際の付帯決議即ち、私立学校教職員の福利厚生対策については、教育基本法第六条の趣旨に基づき、公立学校の教職員と均衡を保てるような別途の施策を考慮するといふ趣旨に基づき、又私立学校の自主性を尊重しつつ、先づから立案を進めて参りました。その結果、ここに私立学校教職員の相互扶助事業を行う私立学校教職員共済組合を設け、既設の両財団法人を廃止的に解消させると共に新たに私立学校教職員の全員を原則として強制加入させ、その福利厚生を図り、兼ねて私立学校教育の振興に資するため、

ここに私立学校教職員共済組合法案を上程いたしました次第であります。

なお、本法案は健康保険法、厚生年金保険法の特例法となるものであり、又本法案の施行期日は準備期間を見まして昭和二十九年一月一日といたしております。

以上本法案提出の理由を述べましたが何とぞ慎重御審議の上速かに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(川村松助君) 管理局長の補足説明を求めます。速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。

○政府委員(近藤直人君) それでは只今上程になりました私立学校教職員共済組合法案について補足してその大要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、法案第一条の目的に明らかでありますように、私立学校教職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、以つて私立学校教育の振興に資せんとする特殊法人であります。本法案は、この私立学校教職員共済組合の設立、組織、運営、業務、経費の補助及び監督等に関し必要な事項を規定することを内容とするものであります。以下本法案における主要事項につきまして御説明申し上げます。

第一に、この組合は、私立学校法第三條に定める学校法人、同法第六十四條第四項の法人及び組合に使用される教職員を以つて組織するものであります。

して、その学校数は約四千校、教職員数は約七万六千人であります。

第二に、この組合は、第七條の規定によりまして、役員として、理事長一人、理事三人以上六人以内及び監事二人を置くことといたしております。これらの役員は組合の業務の運営の責任を負う機関であります。

役員は、第九條の規定により、組合の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから文部大臣が任命することになつておりまして、専任者を建前としておりますが、場合によつては、他の職業に従事している者でありまして、第十一條の規定によりまして適任者をこれに任命することができるとし、広く適材を求めることができるといふことといたしております。

第三に、組合の業務の適正な運営を図るために諮問機関として運営審議会を設けております。運営審議会は、第十二及び第十三條の規定により明らかでありますように、十五人以内の委員を以つて組織され、定款及び業務方法書の変更、毎事業年度の予算、重要な財産の処分又は重大な義務の負担、訴訟又は訴訟の提起及び和解その他組合の業務に関する重要事項について理事長の諮問に依り、又は必要と認める事項について建議することを主たる任務とするのであります。組合の業務の運営に広い範囲の公正な意見を反映させる目的をもつて設置されるものであります。

委員は第十二條の規定により、組合

員、組合員を使用する私立学校法第三
条に定める学校法人又は同法第六十四
条第四項の法人の役員及び学識経験者
のうちから文部大臣が委嘱することに
なっておりますが、その委嘱にあたり
ましては、一部の者の利益に偏すること
のないように注意して、公正妥当な
運営を図るようになしたいと考えて
おります。

第四に、組合は第十八条以下の規定
により業務として組合員又はその被扶
養者の疾病、負傷、死亡、分べん、退
職、災や、又は休業に関する給付事業
並びに組合員の福祉を増進するための
福利及び厚生に関する事業を行うので
ありますが、その給付の種類及び内容
等は、国家公務員共済組合と同様であ
ります。

第五に、掛金及び国庫補助金につい
てでありますが、掛金は、第二十八條
の規定により組合員とその組合員を使
用する学校法人等との折半負担とし、
その掛金率は第二十七條の規定により
政令で定める範囲内において定款で定
めますが、万一その滞納がある場合を
考慮して、健康保険法及び厚生年金保
険法と同様、第三十条以下に滞納処分
に関する規定をも設けております。

次に第三十五條の規定により、退職
給付、障害給付及び遺族給付につきま
しては、これに要する費用の百分の
十、組合の事務に要する費用につきま
しては、その全部を国庫が補助するこ
とができることとなっております。

第六に、給付に関する決定、掛金そ
の他の法律の規定による徴収金の徴
収又は滞納処分に対し異議のある組合
員の苦情を処理するために審査会を設
けて処理させるようになしました。

これは国家公務員共済組合と全く同様
であります。

第七に、定款及び業務方法書の要
更、予算及び決算につきましては、文
部大臣の認可又は承認を受けることを
要するものとしたし、又第九章の規定
により、組合は文部大臣の監督に服す
るものであります。文部大臣は組合
に対して監督上必要な命令をなし、報
告を徴し、又は所屬職員をして立入検
査をさせることができるのであります
が、これらは組合の業務の特殊性及び
公益性に基くものであります。

第八に、組合の設立に関する事務
は、附則第二項以下に規定してありま
すように、文部大臣が設立委員を任命
してこれを処理させることになした
しております。設立委員は、それにふさわ
しい学識経験者のうちから任命される
わけでありまして。

第九に、財団法人私学恩給財団及び
財団法人私学教職員共済会が組合成立
の日に解散し、その権利義務は組合が
これを承継することになしたてありま
す。

第十に、附則第十三項以下の規定に
より組合成立の際、現に厚生年金保険
の被保険者である者又は私学恩給財団
の加入教職員である者につきまして
は、その既得権を尊重する趣旨から、
その者の被保険者又は加入教職員であ
った期間をこの法律による組合員であ
った期間とみなし、これと、その者が
この法律による組合員となつた後の期
間とを合算することとし、またその者
に対して給付を行う場合におきまして
は、厚生保険特別会計がその給付費の
一部を負担し、又はその給付について
必要な調整を行うことができるように

してあります。なお、これら期間の合
算及び費用の負担その他細部の事項に
つきましては、政令で定めることに
いたしております。

最後に、この法律は、教育基本法の
精神に則り、健康保険法及び厚生年
金法の特別法として制定するもので
ありまして、強制加入を原則としたし
ております関係上、この法律の例外的
な取扱は最少限度にとどめることが、
この法律の趣旨にそつうであること
が、附則第二十二項の規定によ
り組合成立の際現に健康保険組合を組
織する被保険者につきましては例外を
認めることになした。その者に
ついては、この法律の施行に伴い、健
康保険組合の取扱に問題を生じま
すので、その者に対する保険給付、罹
災給付及び休業給付の適用については
この法律による組合員にならないもの
とすることができるとしたわけであ
ります。

なお、この法律の施行期日は、昭和
二十九年一月一日であります。この
法律は、前述の通り健康保険法及び厚
生年金保険法の特別法として制定する
ものであります。而も両法の一部を
改正する法律がさきに施行される予定
でありますので、混乱を避けるため
に、本法の施行に伴い組合員となるべ
き者につきまして両法の適用を排除す
る規定を設けてあります。

以上が本法案の概要でございます。
○相馬助治君 只今提案理由の説明が
あり、政府委員の補足説明がありまし
たが、この法案について私は資料を要
求します。この法律案が成立いたしま
すと、財団法人私学恩給財団及び財団
法人私学教職員共済組合の権利義務が

直ちに自動的に組合がこれを継承する
ようになつておるようでありまして
して、私はこの際この二つの会の主要
なる役員の名簿、それから財政的
な面から見た事業の概要と、特に明ら
かにして頂きたいことは、負債、しよ
いこも負債がどういふふうにあるの
か、或いはどういふふうな財産がある
のか、これらの関係が明らかになるよ
うな大體把握資料が結構ですから、細
目的なものも要求いたしませんから、
それを文部省に要求いたします。

○委員長(川村松助君) 次は日本育
英会法の一部を改正する法律案を議題
といたします。本法律案につきましては
は先般の委員会において、大體質疑は
終局いたしましたものと認めて、本日
は討論表決に入りたいと思ひますが、
御異議ありませんか。

○委員長(川村松助君) 次は日本育
英会法の一部を改正する法律案を議題
といたします。本法律案につきましては
は先般の委員会において、大體質疑は
終局いたしましたものと認めて、本日
は討論表決に入りたいと思ひますが、
御異議ありませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより討論
に入ります。御意見のおありの方は賛
否を明らかにしてお述べを願ひます。
○須藤五郎君 私は育英会法そのもの
の精神に反対するものではないのであ
ります。が、むしろこの育英会法その
ものが不徹底だという点で不満な気持
を持っておりますので、この法案に反
対の意思を表明しなければならぬこ
とを甚だ遺憾に思ひます。

○委員長(川村松助君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより討論
に入ります。御意見のおありの方は賛
否を明らかにしてお述べを願ひます。
○須藤五郎君 私は育英会法そのもの
の精神に反対するものではないのであ
ります。が、むしろこの育英会法その
ものが不徹底だという点で不満な気持
を持っておりますので、この法案に反
対の意思を表明しなければならぬこ
とを甚だ遺憾に思ひます。

○委員長(川村松助君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより討論
に入ります。御意見のおありの方は賛
否を明らかにしてお述べを願ひます。
○須藤五郎君 私は育英会法そのもの
の精神に反対するものではないのであ
ります。が、むしろこの育英会法その
ものが不徹底だという点で不満な気持
を持っておりますので、この法案に反
対の意思を表明しなければならぬこ
とを甚だ遺憾に思ひます。

ごちゃ／＼作らなくても、ちゃんと行
つていたと思うのでありますが、特に
なんですか、この法案は教育職員の免
許に関する基準を定めるという、教職
員の資質の向上を図るという、教育
的の条項がありますが、こういうもの
を作らなくてはこの目的を達すること
ができないのですかどうか。

○政府委員(稲田清助君) 御承知のよ
うに明治十年代以来、我が国の高等学
校、旧制高等学校以下の教員につきま
しては、非常に複雑な免許制度があつ
たわけでございます。まあそれ／＼
別々の規定に基きまして、お互の間の
脈絡その他についても大変複雑な関係
を持つておつた。それを新しい教育
制度に一応即応しつつ単純化したす意
味におきまして、御覧の通り二十条ば
かりの条文にこれを一つまとめ上げた

のが、この免許法のことでございます。或いはその複雑と言われますのは、むしろ免許法施行法の問題だと思います。これは先ほど申上げました通り

り、従来の免許規定が非常に複雑で、そういう複雑な免許規定の下に旧制の免許状を持つておつたかが現職に就いておられる、それを新らしい簡素化

された免許法の内容と照應いたします。免許状を切替えるという点に非常に複雑な規定がついたと思います。併しこれもすでに免許法も昭和二十四年に施行されました。二十七年には切替を

了しまして、施行方法の規定は非常に複雑でございますけれども、大体教育の現場におきましては切替を了しているような状態でございます。で、なぜ

とういふものが必要かという点につき
 ましては、やはり教育の内容を向上さ
 せ、或いは内容を確保する意味におき

11

まして、大切な教育に従事する人でありますので、まあそこに一定の資格を要求する、その資格を要求する基準を法律でもつてきめるということ、教育の充実という点から見ればやはり必要ではないか……。

○相馬助治君 昔ならば師範学校を出れば小学校免許状というものは無試験でもらえる、一級も二級もなしに、そうしてその人たちが年限を勤めると校長になる道も開かれる、今度特に校長になる場合には校長の試験を受けなければならぬ。校長の試験を受けるためには一級の免許状を取らなければならぬ。そういう仕組みになつて、何でも試験々々でやつて行く。即ちこの試験々々を課して行く間にいわゆる職階制のようなものがあつてきて行つて、その間にいろいろの情実が生じ、そうしていわゆる中央官庁の好むような人のみをそういう形で作つて行こうというふうな、そういう傾向が現われて来るだろうと思ひますが、どうですか。

○政府委員(稲田清助君) この新しい制度におきましても、教員養成学部四年を出ますればそのまま一級免許状を得られるわけですが、そのかたがこの規定にありますように、一定の在職年数を経まして、それから校長になるには又単位が必要でございますけれども、そうした基本は同じような状態だと思ひます。それから上級の免許状を取得いたしまする検定について、まあ只今そこにかなり、何んと言ひましか、中央政府或いはその他の好むようなかたをそこに押付けるのじやないかという御懸念があつたようでございますが、この法律の構成は、要するに再

教育その他すべて、これは大学の教育を基本といたしております、大学が与えました単位、大学の証明に基きまして授与権者であります都道府県教育委員会が免許状を与えるわけでありまして、行政庁である教育委員会が勝手な判断において与えるのではなくて、教育の自由、研究の自由を与えられておりまする大学が証明いたす、大学の与える単位というものが基礎になつておりますから、御懸念のような色彩は着いて来ないものだろうと思ひます。

て、もうすでに五年を経過いたしました、成績としては六五%も、もうすでに実績を上げております。今日におきましてはそういうわけでありまして、受講者も非常にあつて受講しなればならぬという状況もございまして、又受講せしめる学校も、又は認定講習の当事者である都道府県教育委員会も大変この間馴れて参りました。併し私どもといたしましては、更にいろいろの条件にありましては、更

○須藤五郎君 この免許状に關していろいろ面白くない話があるわけなんです、或るところでは免許状に關して有利にそれを解決するために女教員が校長から員操の要求をされたというふうな話までも出ておるわけなんです、単なる員操の問題だけじやなくて、金銭の問題もまつて来ると思ひますが、単に免許状の問題ばかりでなく、そういうふうな面白くないようなことがたくさん現われて来るような結果を来しておるのじやないですか。

○委員(川村松助君) 速記をとめて下さい。

○委員(川村松助君) 速記をつけ

○速記中止

○委員(川村松助君) 速記をつけ

○政府委員(稲田清助君) そういうお話のような不祥なことは私も耳にいたして居ません。ただその免許法が制定せられました最初の案におきましては、認定講習を受けて免許状を切替えます期間が非常に短かつたために、最初は相当の混乱があつたようでございます。その後国会において免許法を改正して頂きまして、認定講習受講期間を十年に延伸いたしました

て、もうすでに五年を経過いたしました、成績としては六五%も、もうすでに実績を上げております。今日におきましてはそういうわけでありまして、受講者も非常にあつて受講しなればならぬという状況もございまして、又受講せしめる学校も、又は認定講習の当事者である都道府県教育委員会も大変この間馴れて参りました。併し私どもといたしましては、更にいろいろの条件にありましては、更

る、その期間が最初は三年でありましたから、非常に短かつたと思ひました、そういうわけでありまして、単に夏休ばかりでなく、夏休も一ぱい受講しなければならぬ、或いは不登校のあつたときに、早く授業を早じまいにして、講習を受けなければならぬというように急いだ向きもあつた。計画としてはそう急がなくてもいいのですが、当時の心理状況として教員のかたも非常に急ぎになつた都道府県教育委員会も、従つてまあ非常に早く受講せしめるような措置をおやりになつた。これが身体的にも精神的にも非常に苦痛であり、又講習をするほうの側におきましてもいろいろの非難もあり、御苦勞もあつたと思ひます。それを先ほど申しましたように、これを十年という大巾に期限を延長いたしました、その他いろいろ最初なかつた受講に關しまする国庫補助というふうなものも設けましたし、いろいろ措置して参りましたので、当初いろいろ非難されましたような状況と今日とは非常に違ふのじやないか、こういうふうに申上げたわけでありまして、

○委員(川村松助君) ばかに御質疑ありませんか。

○相馬助治君 只今須藤委員からも指摘されたように、確かに免許法は全く教員にとつては当時迷惑な、認定講習というものが校長の立場からしますと、学校の経営を殆んど不可能ならしめるような困難があつたことは政府委員も認めておられるところであり、或るほど単位取得のための年限が延長されておりますが、これに対してはただ問題を残しておると思ひますので、この免許法についてはこの一部改正に止まらず、抜本的に考究する必要があるのではないかと、という声もあることは御承知の通り、それらについてどういふうにお考えになつておられるかということが質問の第一点。

○政府委員(稲田清助君) 前段は根本的に免許法を改正する用意があるかというお尋ねでございますが、これにつきましては、まあ終戦後出たいたしましたあらゆる教育制度につきまして、それらの部面において、常に再検討を加へつたところであり、一部といたしまして、養成或いは免許制度につきましても教育養成審議会という文部大臣の諮問機関を設けまして、現職の教育者

る、その期間が最初は三年でありましたから、非常に短かつたと思ひました、そういうわけでありまして、単に夏休ばかりでなく、夏休も一ぱい受講しなければならぬ、或いは不登校のあつたときに、早く授業を早じまいにして、講習を受けなければならぬというように急いだ向きもあつた。計画としてはそう急がなくてもいいのですが、当時の心理状況として教員のかたも非常に急ぎになつた都道府県教育委員会も、従つてまあ非常に早く受講せしめるような措置をおやりになつた。これが身体的にも精神的にも非常に苦痛であり、又講習をするほうの側におきましてもいろいろの非難もあり、御苦勞もあつたと思ひます。それを先ほど申しましたように、これを十年という大巾に期限を延長いたしました、その他いろいろ最初なかつた受講に關しまする国庫補助というふうなものも設けましたし、いろいろ措置して参りましたので、当初いろいろ非難されましたような状況と今日とは非常に違ふのじやないか、こういうふうに申上げたわけでありまして、

許法についてはこの一部改正に止まらず、抜本的に考究する必要があるのではないかと、という声もあることは御承知の通り、それらについてどういふうにお考えになつておられるかということが質問の第一点。

○政府委員(稲田清助君) 前段は根本的に免許法を改正する用意があるかというお尋ねでございますが、これにつきましては、まあ終戦後出たいたしましたあらゆる教育制度につきまして、それらの部面において、常に再検討を加へつたところであり、一部といたしまして、養成或いは免許制度につきましても教育養成審議会という文部大臣の諮問機関を設けまして、現職の教育者

る、その期間が最初は三年でありましたから、非常に短かつたと思ひました、そういうわけでありまして、単に夏休ばかりでなく、夏休も一ぱい受講しなければならぬ、或いは不登校のあつたときに、早く授業を早じまいにして、講習を受けなければならぬというように急いだ向きもあつた。計画としてはそう急がなくてもいいのですが、当時の心理状況として教員のかたも非常に急ぎになつた都道府県教育委員会も、従つてまあ非常に早く受講せしめるような措置をおやりになつた。これが身体的にも精神的にも非常に苦痛であり、又講習をするほうの側におきましてもいろいろの非難もあり、御苦勞もあつたと思ひます。それを先ほど申しましたように、これを十年という大巾に期限を延長いたしました、その他いろいろ最初なかつた受講に關しまする国庫補助というふうなものも設けましたし、いろいろ措置して参りましたので、当初いろいろ非難されましたような状況と今日とは非常に違ふのじやないか、こういうふうに申上げたわけでありまして、

る、その期間が最初は三年でありましたから、非常に短かつたと思ひました、そういうわけでありまして、単に夏休ばかりでなく、夏休も一ぱい受講しなければならぬ、或いは不登校のあつたときに、早く授業を早じまいにして、講習を受けなければならぬというように急いだ向きもあつた。計画としてはそう急がなくてもいいのですが、当時の心理状況として教員のかたも非常に急ぎになつた都道府県教育委員会も、従つてまあ非常に早く受講せしめるような措置をおやりになつた。これが身体的にも精神的にも非常に苦痛であり、又講習をするほうの側におきましてもいろいろの非難もあり、御苦勞もあつたと思ひます。それを先ほど申しましたように、これを十年という大巾に期限を延長いたしました、その他いろいろ最初なかつた受講に關しまする国庫補助というふうなものも設けましたし、いろいろ措置して参りましたので、当初いろいろ非難されましたような状況と今日とは非常に違ふのじやないか、こういうふうに申上げたわけでありまして、

或いは学識経験者その他のかたをもつて、委員といたしまして、先年来研究いたしております、この委員会におきましても、まあいろいろ御検討になりました結果が今回の改正案になつて参つたわけでございますが、更に根本的に検討する点につきましては、今委員会の御審議の傾向としては折角今高等学校以下の教育につきまして、教育課程審議会におきまして御検討中でありまして、その御検討の結論を見まして、教員免許状或いは養成制度につきましても根本的な検討を加えよう、それらの成行きを今見守つておるというような状況でございます。本法の簡易化につきましても、勿論我々もいたしたものであります。ただその一級、二級、仮、臨時というような級別にいたしまして、現在のところ教員養成が四年を本體としながら、二年課程にも相当依存しなければならぬという状況から見れば、やはり当分の間この二級という級も必要じやないか、或いは又助教が非常に多い、殊に僻地あたりにおいては一年養成ということも奨励的に考えなければならぬというような状況から見れば、仮というのも当分存置しなければならぬじやないか。こういう経過的な問題もございまして、根本的に今直ちに全面的に改正するという結論は得ておりません。併し今申しましたように教育課程審議会でも高等学校以下の教育内容が変つて参りますれば、それを機会にできるだけ従来各方面にありました御議論を参考として改正を考えて行きたいというつもりでございます。

それから第二点の、昔ありました検定制、あれを復活する意図があるかどうか。この点もやはり教員養成審議会でも論議せられたのでございますけれども、その結果といたしましては、全然教職にないかたに對して、検定試験という一片の試験を以つて免許状を与えるということとは、まだ適当じやないのじやないか、やはり建前は学校教育、大学教育を養成の根本とし、それから再教育も大学教育を根本とする、この範圍において認定講習、通信教育以外に大学に依頼して行なう試験によつて単位を修得させる、その道を開こうというのが今日の考えでございます。それ以上のごときはまだ我々としてもまた養成審議会としても考えていないのでございまして。

○相馬助治君 全然この教育に關係のなかつたものから一片の試験を以つて免許状を与えるということは暴挙であるということは、一応基本的な理窟としてわかります。私が最後に昔の言う文検を復活しないかという理由は、いわゆる小中学校の訓導としての資格を持つて小学校本科正教員の免許状を持つていたものが、学科別に文部省の検定試験に應じて、上級の免許状を取得する道が開かれていたわけで、そのことは単なる一片の試験を以つて免許状を与えるということではない、こういうふうに私は考えるので、文検を復活する意思があるかということ、最後に特に附加してお聞きしたのです。

それからもう一つ、これはついでに聞きますが、伝えられるところによると、地理教育、歴史教育というようなものの一課目として取上げて、いわゆる大連文相の下における新たな文教政策として復活させるやに聞いているのですが、若し仮にそういう事態になつた場合には、現行法で言う社会科学という免許状でこれらを總括して教えるということに一体矛盾を感じないのかどうか、それを見合せて、すでに何か文部省は研究をしているのかどうか、これらについて、これはちよつと稲田局長の直接の担当の面を出ていて、むしろ田中局長にでも尋ねるものであると思うけれども、該博な知識を持ち、特に文部省の頭脳と言われる稲田さんにこのことをお尋ねしておきます。

○政府委員(稲田清助君) 前段の問題につきましては非常に似ているのでございまして。現職の教員が新しく開かれた検定を受けて、そうして上級の免許状獲得の道に進んで行く、この点は似ております。ただ違ひますことは今度の新しいのはやはり試験をいたしますのが大学であるわけでございまして。大学に依頼して試験をやつて頂きます。この前は文部省直接或いは都道府県知事が行なつておつた、その行政官庁がやるのと、大学がやる、飽くまでも大学の単位として昔の成績優良証を段々積んで行つて免許状となるというああいう道に似ている点を御了承頂きたい。それから後段の点はまだ教育課程審議会の結論が出てないやうであります。仮りに地理歴史というやうな細かい領域の教員が入つて参つたといはしますれば、勿論社会科学というものは分裂いたしまして、地理だけの先生、歴史だけの先生というものを考えなければならぬのが免許法の考え方だと思ひます。

○相馬助治君 それについて議論がありますが、これは質疑の段階です。私の質疑はこれをもつて終ります。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑ありませんか。

○長谷部君 局長のお言葉の中によく教育職員養成審議会というものが出たのですが、それを一度説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 教育職員養成審議会は文部省設置法の規定に基づき、文部大臣の諮問機関でございます。また、教員の養成の問題及び教員の免許状の問題について全般的に御審議願う文部大臣の諮問機関でございます。委員といたしましては二十六人の委員のかたがおられます。これは高等学校以下幼稚園までの現職の先生のかた、それから国公立大学の教授のかた、その他一般学識経験者というやうな学校教育と直接の關係のない向きののかた、或いは国立の教育研究所長というやうなかたを以つて構成しております。それで今までいろいろ御審議願ひまして、今回御審議願ひつております改正法案の諸点につきましても、この委員会の御答申の線に沿つて提出しているやうな次第であります。この委員会はなお今後ずっと継続して御審議願ひことになつておるわけです。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑ありませんか。

○安部キミ子君 先ほど大連文部大臣に、地理歴史教育についての何か答申でも出ているのでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 先ほどの文部大臣の地理歴史その他については初等中等教育関係でお願いしております教育課程審議会のほうで審議しております。今申上げておるのは、教育養成

審議会でありまして、高等学校以下教育課程を前提として、どういふ先生をどういふ方法で養成しようか、免許状をどうさせようかということを検討しております。現在は現在まで参つております学習指導要領を根本にして御研究願ひつておりますが、若し教育課程審議会が根本的に高等学校以下の教育内容が變つて来ますれば、その變つたものを目標といたしまして、この教員養成審議会では御研究願ひことだと思ひます。まだその前提がきまつて参りませんので、その問題には入っておりません。

○安部キミ子君 若し答申されまして、どういふ答申が出るか、それはわかりませんが、それについて反対の意見が出ましたとき、文部大臣の趣旨に反対の意見が出ましたときに、文部大臣はそれを押切つて歴史地理教育を強行しようという御意思があらでしようかどうか。それはまあ大臣に聞かなければわかりませんが。

○政府委員(稲田清助君) それは今お言葉に参りますやうに、これは大臣の考えでございますけれども、一般的に諮問委員会の性質から類推いたしますならば、折角学識経験者、又現場の御経験のかたを網羅しての委員会でございますから、その御意見というものは十分専門家の御意見、学識経験者の御意見として行政にあるものとして、十分尊重して参るべきものだと考えております。又飽くまでもこれは諮問委員会でありまして、行政の責任を待つております責任大臣の権限まで拘束するものでない、どこまでも終局の意思決定とその実施の責任は大臣自身にあるのだと思ひます。

○委員長(川村松助君) ほかには御質疑ありませんが、なければ本日はこの程度で散会したいと思います、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

七月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校図書館法制定に関する諸願(第二〇〇四号)

一、学校給食法制定に関する諸願(第二〇〇五号)(第二〇〇六号)(第二〇〇七号)(第二〇〇八号)(第二〇〇九号)(第二〇一〇号)(第二〇一一号)(第二〇一二号)(第二〇一三号)(第二〇一四号)(第二〇一五号)(第二〇一六号)(第二〇一七号)(第二〇一八号)(第二〇一九号)(第二〇二〇号)

一、私学教職員共済組合法制定に関する諸願(第二二五三三号)

一、義務教育費国庫負担に関する諸願(第二二五四号)

一、危険校舎改築費国庫補助増額等に関する諸願(第二二五五号)

一、危険校舎改築費国庫補助等に関する諸願(第二二五五号)

一、義務教育施設整備に関する諸願(第二二五五号)

一、義務教育費国庫負担の特例措置反対に関する諸願(第二二五五号)

一、私学教職員共済組合法制定に関する諸願(第二二五五号)

第二二〇四号 昭和二十八年七月三日受理

学校図書館法制定に関する諸願

請願者 東京都中央区京橋昭和小学校内全国学校図書館

第二二〇六号 昭和二十八年七月三日受理

学校給食法制定に関する諸願(四通)

館協議会内 阪本一郎

外一名

紹介議員 佐藤 尚武君

学校図書館は、学校教育の根幹であり、その設置ならびに充実の如何は教育の成否に關係するところが極めて大であるから、(一)学校図書館の費用を公費によつてまかなうこと、(二)学校図書館に、専任の司書教諭、ならびに専任の事務職員をおくこと、(三)司書教諭養成の方途を確立すること、(四)各教育委員会に、学校図書館専任の指導主事をおくこと、等の実現のため、学校図書館法を制定されたいとの諸願。

第二二〇五号 昭和二十八年七月三日受理

学校給食法制定に関する諸願(三通)

請願者 岡山市一番町三六 田部順子外二名

紹介議員 榎原 亨君

学校給食は食生活の改善、国民体位の向上等に極めてけん著なる効果をあげ戦後最高の良策であつたが、昨年から国庫補助金削減の措置は給食の経営を極度に困難ならしめていた実状であるから、(一)学校給食法の制定促進、(二)小麦粉ならびにミルク代の全額国庫負担、(三)生活保護法の改正による困窮者の救済、(四)給食関係者(栄養士を含む)の確保と身分の保障、(五)給食調理室の拡充強化、(六)給食用諸物資の免税ならびに減税等の措置を講じ、すみやかに学校給食法を制定されたいとの諸願。

第二二〇六号 昭和二十八年七月三日受理

学校給食法制定に関する諸願(四通)

請願者 岡山県吉備郡高松町大字原古才三六〇 岡村秋夫外六名

紹介議員 加藤 武徳君

この諸願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第二二一〇号 昭和二十八年七月六日受理

学校給食法制定に関する諸願(三通)

請願者 岡山県西大寺市新町三二〇 安東忠志外二名

紹介議員 江田 三郎君 秋山 長造君

この諸願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第二二三三九号 昭和二十八年七月七日受理

学校給食法制定に関する諸願

請願者 岡山県岡部郡内村郷内小学校内 新見重夫 島村 軍次君

紹介議員 島村 軍次君

この諸願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第二二四〇号 昭和二十八年七月七日受理

学校給食法制定に関する諸願(三通)

請願者 岡山県久米郡吉岡村長杉本義夫外八名

紹介議員 加藤 武徳君

この諸願の趣旨は、第二二〇五号と同じである。

第二二五三三号 昭和二十八年七月六日受理

私学教職員共済組合法制定に関する諸願(三通)

請願者 静岡市鷹匠町二ノ六九 静岡精華高等学校内 杉原正六外五十三名

紹介議員 重宗 雄三君

先年国会は、私立学校振興策の一環として私立学校法および私立学校振興会法を制定し、これに基づき日本私学連合会、私学人の要望と相まつて国の助成を得て財団法人私学教職員共済会を設立し、また財団法人私立中学校学校恩給財団の組織を改め、私学恩給財団と改称して私立学校教職員の福利厚生を計つてゐるが、この両財団の施設および内容はまだ充分でなく、殊に民法法人であり、加盟は当然任意であるため、その効果を全職員に及ぼすことができない現状にあるから、両財団を一

本化した私立学校教職員共済組合法を制定せられたいとの諸願。

第二二五四号 昭和二十八年七月六日受理

義務教育費国庫負担に関する諸願

請願者 東京都台東区北新町五九 松尾迫外八十八名

紹介議員 黒川 武雄君

義務教育費国庫負担法は、義務教育無償の原則に基いたものであるが、最近東京都外数府県に対してはその負担額の最高限度を定めこれを制限しようとする意向あるやに聞いているが、東京都への義務教育費負担額が削減されると、義務教育の実施に重大なる支障をきたす結果となるから、義務教育費国庫負担打ち切りには反対であるとの諸願。

第二三二五五号 昭和二十八年七月七日受理

危険校舎改築費国庫補助増額等に関する諸願

請願者 山形県新庄市長 戸沢正己外十七名

紹介議員 海野 三朗君

山形県においては、これまでほとんど六・三割の中学校校舎建築のために、公有財産の消費および寄附の強行等を実施してきた関係上、小学校校舎は危険のままに放置され、しかも現在の地方財政のわくでは到底これらの危険校舎の改築は不可能であるから、(一)危険校舎改築のため国庫補助の予算を大幅に計上すること、(二)多雪、多湿地方における補助対象の校舎は四十年以上経過したものを標準とすること、(三)屋内運動場を急速に整備するため

国庫補助の予算を大幅に計上すること、(四)嚴寒冷地における校舎ならびに屋内体操場の基準面積を是正すること、(五)起債、融資を認めること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二三三三号 昭和二十八年七月七日受理
危険校舎改築費国庫補助等に関する請願
請願者 和歌山県海草郡仁義村
公立学校施設整備期成
同盟会内 船橋廣

紹介議員 永井純一郎君
和歌山県においては、昭和二十七年五月一日の調査により使用禁止または制限をうけた危険校舎の坪数は四万一千七百七十四坪あり、これを五箇年で整備するには本年度は八千二百三十五坪の補助政策を必要とするから、昭和二十八年度において約一億三千三百万円を国庫補助するとともに、公立学校災害復旧費国庫負担法の制定に当つては、

(一)国庫負担は、校舎、校地、工作物および設備の復旧費を対象とするところ、(二)復旧は原形復旧とし被害年度またはその翌年度に完了すること、(三)国庫負担率は復旧費の三分の二を原則とすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二三四二号 昭和二十八年七月七日受理
義務教育施設整備に関する請願
請願者 東京都新宿区長 岡田
昇三外十九名

紹介議員 安井 謙君
未完成中学校校舎の急速なる整備のため、国庫負担の予算を増額し、それを

立法化すること、危険校舎改築のため国庫補助予算を増額すること、学校災害復旧費国庫負担の立法化、戦災学校の急速なる復旧のため国庫負担予算を増額し、それを立法化すること、屋内運動場建設のため国庫負担予算を増額し、それを立法化すること、教育施設における地方負担分的全額起債を確保すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二三六九号 昭和二十八年七月八日受理
義務教育費国庫負担の特例措置反対に関する請願
請願者 東京都江東区議会議長
山田武

紹介議員 石井 桂君
政府は、近く現行義務教育費国庫負担法の特別措置として東京都外一部府県に対する教職員給与国庫負担を廃止もしくは減額しようとする趣きであるが、もしこれが実施されると江東区の如き貧弱な財源においては、到底完全なる教育行政の完遂は困難となるから、義務教育費国庫負担を現行通り実施せられたいとの請願。

第二三四四号 昭和二十八年七月七日受理
私学教職員共済組合法制定に関する陳情
陳情者 石川県金沢市西町一番
丁藤花学園内石川県私
学連合協会内 中田岩
次郎外十名

近く私学教職員共済組合法案が国会に上程される由であるが、これは石川県の私学教職員のみでなく全国七万五千

人の私学教職員とその家族の多年にわたる宿願であるから、本法を制定するよう善処せられたいとの陳情。

七月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案(衆)

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

(この法律の目的)
第一条 この法律は、勤労青年教育の重要性にかんがみ、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神にのっとり、働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障し、勤労と修学に対する正しい信念を確立させ、もつて国民の教育水準と生産能力の向上に寄与するため、高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で、「定時制教育」とは、高等学校が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十四条(定時制の課程)に規定する定時制の課程で行う教育をいい、「通信教育」とは、高等学校が同法第四十五条(通信教育)の規定により行う通信による教育をいう。

(国及び地方公共団体の任務)
第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、定時制教育及び通信教育の振興を図るとともに、地方公共団体が第二項各号に掲げるような方法によつて定時制教育及び通信教育の振興を図ることを奨励し、及びこれについて指導と助言とを与えなければならない。

2 地方公共団体は、左に掲げるような方法によつて定時制教育及び通信教育の振興を図り、できるだけ多数の勤労青年が高等学校教育を受ける機会を持ちうるように努めなければならない。

一 その地方の実情に基き、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に関する総合計画を樹立すること。

二 定時制教育及び通信教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。

三 定時制教育及び通信教育の内容及び方法の改善を図ること。

四 定時制教育及び通信教育に従事する教育の現職教育について、勤労青年教育の特殊性を考慮して、その計画を樹立し、及びその実施を図ること。

(教科用図書)の編修、検定及び発行に関する特別措置
第四条 通信教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、その特殊性にかんがみ、特別の措置が講ぜられなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、通信教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その修正及び発行に要する経費の一部を補助することができる。

(公立学校についての国の補助)
第五条 国は、公立の高等学校の設置者が定時制教育又は通信教育の設備について、政令で定める基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

但し、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十五条(国の負担)又は第十六条(短期の産業教育)の規定により国が負担するものを除く。

2 国は、公立の高等学校の通信教育の運営に要する経費で政令で定めるものの全部又は一部を、当該高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

(補助金の返還等)
第六条 文部大臣は、第四條第二項又は前条の規定により補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二 補助金の交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて補助金を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)
第七条 前三条に規定するもののほか、補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条第二項の規定及び第五条第一項中通信教育に関する部分の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

昭和二十八年九月三日印刷

昭和二十八年九月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局